袋井市平面図（編集）４９

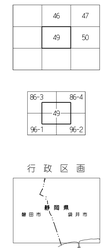

記号

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅵ系座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

袋井市

この地図の袋井地区は、作画指定資料を1:1,000地形図から編集したものである。また、日本図地区は、1:1,000地形図を縮製し作成したものである。

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

計画機関　袋井市
作業機関　フジヤマ

「著作権所有発行者　袋井市　許可なく複製を禁ずる」